

板橋区生活保護資力活用・適正化相談員設置要綱

(令和7年1月28日 区長決定)

(目的)

- 第1条 この要綱は、生活保護第三者行為求償推進事業の実施に伴い生ずる課題について専門的知見から技術的な支援を受けるほか、生活保護に関する法的困難事案を解決に導くことで生活保護受給者の自立促進を図るため、会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年板橋区規則第41号）に基づき、生活保護資力活用・適正化相談員（以下「相談員」という。）の設置及びその取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 相談員の取扱いについては、法令等に別の定めがあるものを除くほか、この要綱の定めるところによる。

(職務)

- 第2条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。
- (1) 交通事故等第三者行為求償に係る法律上の課題に関し区職員に対する指導及び助言
- (2) 生活保護に関する法律上の課題（前号に掲げるものを除く。）に関し区職員に対する指導及び助言
- (3) 区職員が生活保護受給者等との面接等を行う際の同席又は助言
- (4) 関係機関との協議への同席又は助言
- (5) 区職員向け法律関係の研修の実施
- (6) 板橋区福祉総合システムに記録されている相談情報等の更新等に関すること
- (7) その他板橋福祉課長、赤塚福祉課長又は志村福祉課長（以下「各福祉課長」という。）が必要と認める事項
- (8) 前各号に付随する事項に関すること

(設定数)

第3条 相談員の設定数は、3人以内とする。

(任用)

- 第4条 相談員は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、選考により区長が任用する。
- (1) 弁護士資格を有する者
- (2) 行政に関して優れた識見を有する者
- (3) 生活保護制度及び関係する諸法令に精通する者
- 2 任用に当たっての選考の方法は、福祉事務所長が別に定める。
- 3 相談員の任用は、発令通知書（別記第1号様式）による。
- 4 相談員の任用に当たり、勤務条件通知書（別記第2号様式）を交付する。

(任用決定者の提出書類)

- 第5条 相談員として任用される者は、あらかじめ次の書類を提出しなければならない。
- (1) 履歴書
- (2) その他各福祉課長が必要と認める書類

(任期)

- 第6条 相談員の任用及び任期の更新に当たり、区長は、職務の遂行に必要なかつ十分な任期を定めるものとする。
- 2 区長は、相談員の勤務実績が良好の場合には、会計年度においてその任期を1回に限り更新することができる。

(分限)

第7条 相談員に対する分限は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び職員の分限に関する条例（昭和35年板橋区条例第14号）の定めるところによる。

(懲戒処分)

第8条 相談員に対する懲戒処分は、地方公務員法及び職員の懲戒に関する条例（昭和35

年板橋区条例第 15 号) の定めるところによる。

(服務)

第 9 条 相談員の服務は、東京都板橋区処務規程 (昭和 44 年板橋区訓令甲第 2 号) の定めるところによる。

(勤務時間等)

第 10 条 相談員の勤務時間等は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 勤務日数は月 4 日以内とし、勤務日は各福祉課長が定める。
 - (2) 勤務時間は、1 日につき 7 時間 45 分とする。
 - (3) 相談員の正規の勤務時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分又は午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで (次号の休憩時間を含む。) とする。
 - (4) 相談員の休憩時間は、原則、午後 0 時から午後 1 時までとする。
- 2 前項に定めるもののほか、相談員の勤務時間等に関することは、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (令和元年板橋区規則第 40 号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。) の定めるところによる。
- 3 各福祉課長は、職務の遂行上特に必要があると認めるときは、相談員と協議の上、第 1 項に規定する勤務時間等を臨時に変更することができる。

(勤務場所)

第 11 条 相談員の勤務場所は、各福祉課長が定める。

(休暇等)

第 12 条 相談員の休暇等は、会計年度任用職員勤務時間規則の定めるところによる。

(職務に専念する義務の免除)

第 13 条 相談員における職務に専念する義務の免除は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例 (昭和 35 年板橋区条例第 17 号)、職員の職務に専念する義務の免除に関する規則 (昭和 53 年特別区人事委員会規則第 14 号) 等の定めるところによる。

(給与及び費用弁償)

第 14 条 相談員の給与及び費用弁償は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 (令和元年板橋区条例第 21 号) 及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 (令和元年板橋区規則第 39 号) の定めるところによる。

(公務災害補償等)

第 15 条 相談員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、地方公務員災害補償法 (昭和 42 年法律第 121 号)、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 (昭和 43 年特別区人事・厚生事務組合条例第 8 号) 及び労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) の定めるところによる。

(研修)

第 16 条 各福祉課長は、相談員に対し、職務遂行上必要な知識及び技能を習得するための研修を実施する。

(人事評価)

第 17 条 相談員の人事評価については、板橋区人事評価規程 (平成 8 年板橋区訓令第 20 号) の定めるところによる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、各福祉課長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

発令通知書

(氏名)	
(所属)	
(発令内容) 職名 板橋区生活保護資力活用・適正化相談員 任用期間 年 月 日から 年 月 日まで 報酬	
年 月 日 発令権者 板橋区長	

勤務条件通知書

年 月 日	
様	事業場名称・所在地 任命権者職氏名
契約期間	期間の定め有り(※) (年 月 日～ 年 月 日)
就業の場所	
従事すべき業務の内容	
始業、終業の時刻、休憩時間、所定時間外労働の有無に関する事項	1 始業・終業の時刻等 始業(時 分) 終業(時 分) 2 休憩時間(分) 3 所定時間外労働の有無(有・無) ○詳細は、板橋区生活保護資力活用・適正化相談員設置要綱第 条～第 条
休日	・定例日；毎週 曜日、国民の祝日、その他() ・非定例日；週 月当たり 日、その他() ○詳細は、板橋区生活保護資力活用・適正化相談員設置要綱第 条～第 条
休暇	1 年次有給休暇 6か月継続勤務した場合→ 日 継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有 無) → か月経過で 日 2 その他の休暇 有給() 無給()
報酬	1 基本報酬・イ 月額(円)、ロ 日給額(円)、 ハ 時間額(円) ニ その他(円) ホ 就業規則に規定されている賃金等級等 2 諸手当の額又は計算方法 イ(手当 円/ : 計算方法:) ロ(手当 円/ : 計算方法:) ハ(手当 円/ : 計算方法:) ニ(手当 円/ : 計算方法:) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超()%、所定超()%、法定内()% ロ 休日 法定休日()%、法定外休日()% ハ 深夜()% 4 報酬締切日－毎月 日 5 報酬支払日－毎月 日
退職に関する事項	1 定年制(有・無) 2 自己都合退職の手続 ※東京都板橋区処務規程による 3 解職の事由及び手続 []
その他	・社会保険の加入状況 厚生年金 健康保険 厚生年金基金 その他() ・雇用保険の適用(有・無) ・その他()

※「契約期間」について「期間の定め有り」とした場合に記入

更新の有無	1 契約更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない ・その他()] 2 契約の更新は次により判断する。[・契約満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()]
-------	---